

民間放課後児童クラブの利用手続等について

(利用手続等)

第1条 放課後児童クラブの利用を希望する保護者は、別表第1に規定する受付期間内に、別表第2に掲げる必要書類を添付して、事業者の定める利用申込書を提出し、事業者の承諾を受けなければならない。

2 放課後児童クラブを実施している小学校区内の市立小学校に通学していない児童が利用する場合には、当該放課後児童クラブの利用申込みに当たり、当該児童の保護者は、当該児童が通学する小学校に、当該児童の状況等を確認することについて同意を行う旨の書類を添付するものとする。

3 第1項の提出があった放課後児童クラブは、当該放課後児童クラブを実施している小学校区にある市立小学校の学校長の確認を受けるものとする。

(利用の承諾等)

第2条 事業者は、次のいずれかに該当するときは、利用を不承諾とすることができる。

(1) 対象児童に該当しないと認められるとき。

(2) 第3項の規定により、利用を保留された児童が、他の放課後児童クラブに申し込みをしたとき。

(3) 利用を認めることが不適當であると認められるとき。

2 事業者は、前項に該当しない場合には、4月1日から翌年3月31日までの間で保護者が利用を希望する期間の利用を承諾することができる。ただし、利用を希望する児童の数が放課後児童クラブごとに定める定員を超えるとときは、次条に定める選考基準に基づき承諾する児童及び承諾を保留する児童を選考する。

3 事業者は、利用の承諾若しくは不承諾又は保留を決定したときは、その旨を保護者に通知するものとする。

4 事業者は、前項の規定により、利用の保留を決定した小学校1年生から6年生の児童について、放課後児童クラブを実施している小学校区内の他の放課後児童クラブに十分な定員の空きがない場合、出席児童数等を考慮して、その利用を認めても運営に支障がないと判断したときは、利用を認めることができる。

(選考基準)

第3条 利用を希望する児童の数が定員を超えるとときは、低学年の児童の利用を優先する。同一学年の児童については、障害のある児童及び母子家庭又は父子家庭に属する児童（以下「優先利用該当児童」という。）を優先する。ただし、特に配慮が必要であると認められる児童については、この限りではない。

2 前項において優先利用該当児童及び優先利用に該当しない児童がそれぞれ複数人いる場合には、それぞれの中で抽選により順位付けを行う。この場合において、優先利用に該当しない児童の中で最上位の児童は、優先利用該当児童の最下位の児童の次の順位とする。

(保留された児童の選定)

第4条 利用児童が利用を取りやめた場合等により当該放課後児童クラブにおいて新たに利用が可能となった場合には、第2条第3項に基づき利用を保留された児童の中から、前条で定めた順位

に基づき、利用することができる児童を選定する。

(長期休業日等のみの利用を認める場合の特例)

第5条 事業者は、長期休業日等のみの利用を希望する児童について、その利用を認めても放課後児童クラブの定員を超過せず、かつ、運営に支障がないと判断したときは、利用を承諾するものとする。

(利用の中止等)

第6条 保護者は、利用を取りやめようとするときはあらかじめ、対象児童に該当しなくなったときは該当しなくなった後速やかに、事業者の定める利用中止届等を、利用している放課後児童クラブに届け出なければならない。

(利用の取消し等)

第7条 事業者は、利用児童又はその児童の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承諾を取り消すことができる。

- (1) 広島市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱第3条第2号に定める対象児童の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 詐欺その他の不正な行為により利用の承諾を受けたとき。
- (3) 利用承諾の条件又は関係職員の指示及び指導に従わないとき。
- (4) 正当な理由がなく長期間利用しないとき。
- (5) その他管理上支障があるとき又は事業者が適当でないと認めるとき。

別表第1 (第1条関係)

利用区分	受付期間
1 小学校1年生から3年生の通年利用 (原則として4月1日から翌年3月31日まで)	利用を希望する年の12月1日から3月15日までの間であらかじめ定める期間。ただし、受付期間の開始日又は終了日が日曜日又は祝日に当たる場合には、その日後の日曜日及び祝日に当たらない直近の日を開始日及び終了日とする。
2 小学校4年生から6年生の通年利用 (原則として4月1日から翌年3月31日まで)	利用を希望する年の2月1日から3月15日までの間であらかじめ定める期間。ただし、受付期間の開始日又は終了日が日曜日又は祝日に当たる場合には、その日後の日曜日及び祝日に当たらない直近の日を開始日及び終了日とする。
3 学年始休業日のみの利用	利用を希望する年の2月1日から3月15日までの間であらかじめ定める期間。ただし、受付期間の開始日又は終了日が日曜日又は祝日に当たる場合には、その日後の日曜日及び祝日に当たらない直近の日を開始日及び終了日とする。
4 夏季休業日のみの利用	利用を希望する年の6月1日から6月30日までの間であらかじめ定める期間
5 冬季休業日のみの利用	利用を希望する年の11月1日から11月30日までの間であらかじめ定める期間

6 学年末休業日のみの利用	利用を希望する年の2月1日から3月15日までの間であらかじめ定める期間
7 年度中途からの利用	(1) 利用希望開始日が月の15日までの場合 利用希望開始日の前月1日から15日までの間であらかじめ定める期間 (2) 利用希望開始日が月の15日以降の場合 利用希望開始日の前月16日から末日までの間であらかじめ定める期間 ただし、利用希望開始日が7月16日から8月31日、12月16日から1月15日又は3月16日から3月31日までの間は、別に定める期間とする。

別表第2（第1条関係）

確認が必要な事由	必要書類
常勤・パート等で働いている場合	在職証明書
自営・内職・農業等で働いている場合	就労申立（証明）書
保護者等が疾病等の場合	診断書又は介護保険被保険者証の写し
親族等を介護している場合	申立書及び診断書又は介護保険被保険者証の写し 等
保護者等に障害がある場合	身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し
産前産後期間中の場合	母子健康手帳の写し
大学・専門学校等へ通学している場合	在学証明書
障害のある児童の場合	身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、障害児通所支援受給者証の写し、日中一時支援事業受給者証の写し、移動支援事業受給者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し又は自立支援医療等受給者証（精神通院）の写し、特別児童扶養手当の証書の写し又は乳幼児等医療費受給者証（発達障害児）の写し 上記、必要書類が提出できない障害のある児童は、特別支援学級又は通級指導教室の在籍が確認できる書類
母子家庭又は父子家庭の児童の場合	遺族基礎年金の証書の写し、児童扶養手当の証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し 上記、必要書類が提出できない母子家庭又は父子家庭の児童は、戸籍謄本及び住民票の写し
その他の事由	当該事由が確認できる書類又は申立書